

山梨県土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

山梨県と甲府地方気象台は、平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」、及び平成23年3月15日に発生した静岡県東部の地震により、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1. 暫定基準廃止日時

平成23年12月8日13時

2. 暫定基準廃止市町村

【通常基準の7割で運用している市町村】

中央市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村

これにより、山梨県内で暫定基準を運用している市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先

山梨県県土整備部 砂防課 (055-223-1710)

甲府地方気象台 防災業務課 土砂災害気象官 (055-222-9101)

大雨警報・注意報基準の暫定基準の廃止について

平成23年（2011年）3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、及び平成23年3月15日に発生した静岡県東部の地震により、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、大雨警報・注意報の発表（土壌雨量指数基準）について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、山梨県と甲府地方気象台が共同して発表している土砂災害警戒情報の暫定基準による運用を、平成23年12月8日をもって廃止することに伴い、大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数）を併せて下記のとおり廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1. 暫定基準廃止日時

平成23年12月8日13時

2. 暫定基準廃止市町村

【通常基準の7割で運用している市町村】

中央市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村

これにより、山梨県内で暫定基準を運用している市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先

甲府地方気象台防災業務課 防災気象官（055-222-9101）